

市民と市との協働指針

平成23年8月

花 巻 市

はじめに

市では、花巻市総合計画において、「まちづくりの基本理念」の一つとして、「市民参画・協働のまちづくり」を掲げ、その基本的な考え方を花巻市まちづくり基本条例（以下、「基本条例」という。）として制定いたしました。

これまで、基本条例に定める市民参画のしくみをガイドラインとして定め、市民参画を推進するとともに、一斉清掃や資源回収などの環境に関することや、福祉に関することをはじめ、様々な場面で協働によるまちづくりに取り組んできました。

今後一層、協働によるまちづくりを推進していくためには、市民と市が協働に関する考え方を共有し、ともに理解を深めることが必要であることから、協働の指針を策定することとし、学識経験者や公募委員などで構成される花巻市市民参画・協働推進委員会及び市民参画・協働推進職員チームによる検討を重ねてきました。

この指針は、まちづくり基本条例第14条に基づき、協働のまちづくりを進めていくための基本的な考え方をまとめたものです。

（協働の推進）

第14条 市の執行機関は、協働を推進するため、必要な措置を講ずるものとします。

2 市の執行機関は、前項の措置を講ずるに当たっては、市民の活動の自主性及び自立性を尊重するものとします。

※協働の定義については、4ページを参照

第1章 なぜ協働が必要なのか

1 協働が必要とされる背景

今、なぜ協働が必要とされてきているのでしょうか。それには次のような背景が考えられます。

(1) 市民ニーズの多様化

近年の少子高齢化や高度情報化などによる社会環境の変化は、市民個人の多様な価値観やライフスタイルを生み、市民ニーズもより多様化しています。

従来、公共サービスはもっぱら行政により提供されてきましたが、限られた財源の中で、多様な市民ニーズに対応したまちづくりを進めていくためには、公平で均一なサービスの提供を基本とする行政のみの力では限界があります。

そこで、市が市民からの信頼にこたえ責任ある行政運営をするのはもちろんですが、市民も主体的にまちづくりに参画し、課題の解決に取り組むなど、市民と市が協力してまちづくりを行うことが必要となってきました。

(2) 住みよい地域づくりの広がり

市では、各地域のコミュニティ会議を中心とした、市民の力で自立した地域づくりを行うための体制の整備と推進を図ってきました。また、多くの市民活動団体がまちづくり活動を展開し、事業者も多くの社会貢献活動に取り組んでいます。

そのような中で、市民の間にも自分たちの住む地域をより住みよい地域にするため、主体的にまちづくりに参画し、自分たちの住む地域の抱える課題を自分たちで話し合い、解決しようとする取り組みが始まっています。

そこで、この市民主体のまちづくりの基盤となる取り組みを、地域はもとより市民活動団体や事業者などと協力しながら、さらに広げていく必要があります。

2 協働により期待される効果

市民と市が協働のまちづくりに取り組むことで、次のような効果が期待されます。

(1) 公共サービスの向上に繋がります

市民ニーズに沿ったきめ細かな対応が可能となり、公共サービスの向上が
図られるとともに、コストの削減による効率的な行政運営に繋がっていきます。

(2) 地域の一体感や地域の力が高まります

地域の課題を話し合い、解決に向け取り組むことで地域の一体感が醸成され、
活動が活発になっていくとともに、地域の力が高まっていきます。

(3) 市民活動団体等の活動の活性化につながります

地域社会の一員として、地域に貢献する機会が増加するほか社会貢献活動
を行うことで市民の理解や評価、信頼が高まっていきます。

第2章 協働の基本事項

1 市民と市との協働とは

協働のまちづくりを進めるためには、市民と市が同じ考え方のもと、さまざまな課題の解決に向け取り組むことが大切です。そこで、次のとおり、協働の考え方を定め、市民と市がこの考え方を共有しながら、取り組むこととします。

— 協働とは —

市民と市が、互いの特性を認識・尊重し合いながら、共通の課題の解決や目標の達成に向けて、それぞれの役割と責務をもって、協力し行動すること。

2 協働する際の留意点

協働は、「目的」ではなく事業や課題の解決のための一つの「手段」であり、それぞれの組織が独自に取り組んだ方が効果的な場合もありますので、協働に当たっては、そのコストや効果を十分に検討して進める必要があります。

また、協働は助け合いの精神のもと進めるもので、個々に都合があり、参加できる人やできない人がいることから、無理強いや押しつけにならないような配慮が必要となります。

参 考

平成20年に制定した「花巻市まちづくり基本条例（以下「基本条例」といいます。）」では、第2条で、「協働」を『市民、市議会及び市の執行機関がそれぞれの役割と責務をもって、協力し行動することをいいます。』と定義していますが、本指針では市民と市が協働を進める上での考え方として定めています。

3 協働の主体

市民と市との協働のまちづくりを担う主体は、次のように考えられます。

市民

個人

市内に居住する人、市内で働く人・学ぶ人・市民活動や事業活動を行っている人

地域団体

一定の地域の住民によって組織された自治会、コミュニティ会議など

市民活動団体

共通のテーマによって組織された団体やボランティアグループ、NPO法人(※1)など

事業者

企業や社会福祉協議会、農業協同組合、商工会議所など

学校

大学などの高等教育機関や小・中学校、高等学校など

市

基本条例第2条で市の執行機関と定義される、市長、教育委員会など

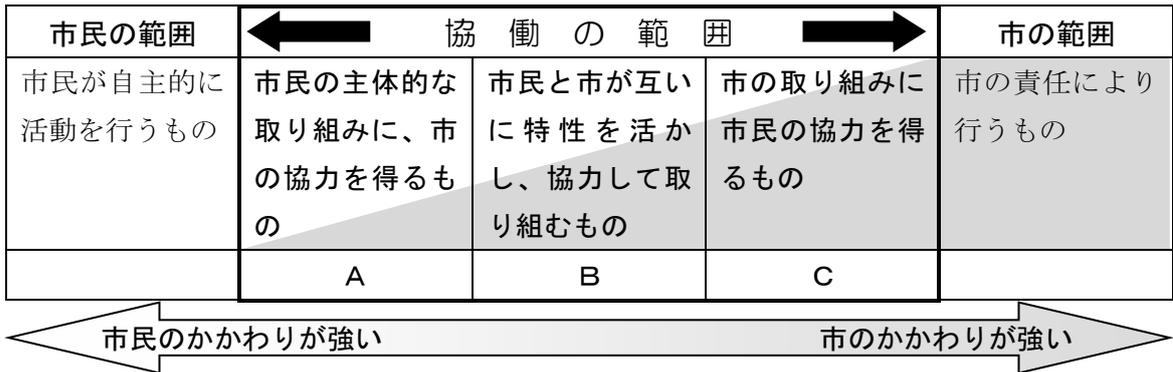
参 考 (※1)

NPOとはNon Profit Organization の略語で「非営利組織」つまり、利益を目的としない組織のことをいいます。また、「非営利」とは、団体の構成員に収益を分配せず、主たる事業活動に充てることを意味し、収益を上げることを制限するものではありません。なお、NPO法人とは、正式には「特定非営利活動法人」といい、特定非営利活動促進法に基づき認定された団体をいい

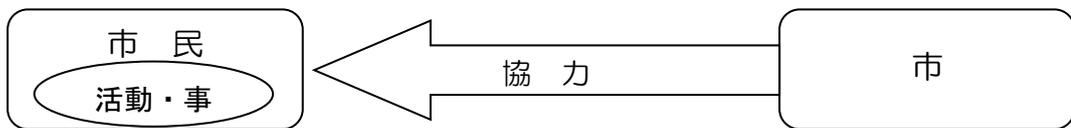
4 協働の範囲

協働の範囲は、市民が取り組んでいる公益性のある活動と行政が行っている施策や事業が一致している範囲となります。イメージ図では市民の活動範囲と行政の活動範囲が重なり合う部分が協働の範囲です。

【協働の範囲のイメージ】

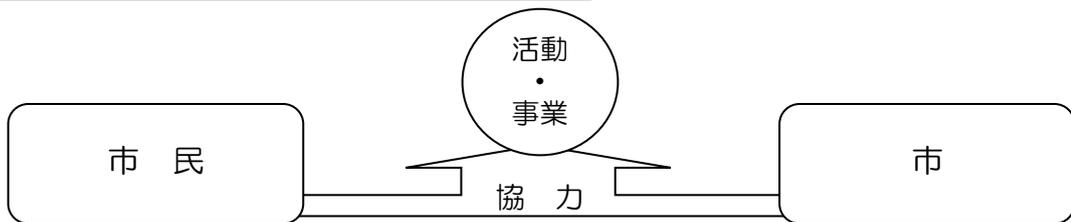


A 市民の主体的な取り組みに市が協力



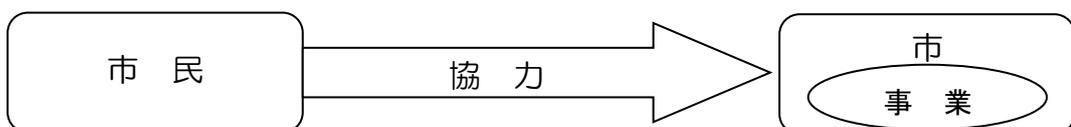
【事業協力・協定、後援・協賛、補助・助成】

B 市民と市が互いに特性を活かし協力



【共催、実行委員会・協議会、事業協力・協定】

C 市の取り組みに市民が協力



【事業協力・協定、後援・協賛、委託】

5 協働の形態

協働に当たっては、次のような形態によることが考えられます。事業の目的や内容に応じて、ふさわしい形態を選択することが大切です。

共 催

市民と市が共に主催者となり、事業を行う形態です。お互いの特性を活かした

役割分担により行うことで、単独で行うよりも事業の充実が図られます。

実行委員会・協議会

市を含めた複数の主体が組織を作り、主催者として事業を行う形態です。企画段階から多くの主体が協働することで、規模の大きい事業が可能となります。

事業協力・協定

市民と市が目標や役割分担を取り決め、協力して事業を実施する形態です。場

所や物品の貸与、あるいは水路などの公共施設を管理する場合に協定書を取り交

わすなど、色々な形態があり、それぞれの特性が活かされることで事業を効果的

に行うことができます。

後援・協賛

協働相手が行う公共的・公益的な事業に対し、名義使用を認め支援する形態で

す。単独で行うよりも事業の信用度が増す効果があります。

補助・助成

市民が主体的に行う公益的な事業に対し、市が財政的な支援を行う形態です。

市が公益性のある事業に支援を行うことで、市民の自主的な活動を活発化するこ

とができます。

委 託

市が行う事業をより効果的に実施するため、課題を共有する様々な主体に、契約により委ねる形態です。市民のもつ柔軟性や当事者性などの特性が発揮されることで、効果的かつきめ細かなサービスの提供が期待できます。

第3章 協働を推進するために

1 協働の考え方

市民と市が協働を推進するに当たっては、次のようなことをお互いが理解した上で進めることが大切です。

情報公開・共有

協働する主体は、それぞれの活動の情報を公開し、共有しましょう。

相互理解

協働する主体が互いの立場や特性を理解し、信頼関係を築きましょう。

目的・目標の共有

協働する主体は、協働の目的や目標を明確にし、共有しましょう。

自主性・自立性の尊重

協働する主体は、互いの自主性や自立性を尊重しましょう。

対等の関係

協働する主体は、上下関係や依存関係ではなく、対等(※2)の立場で話し合い取り組みましょう。

役割分担の明確化

協働する主体は、互いの特性を発揮できるよう、役割を明確にし、分担しましょう。

課題整理・改善

協働は、やって終わりではなく、その際の課題などを整理し、改善点を話し合うことにより、次の協働に繋げましょう。

参考（※2）

対等とは、互いの能力や持っている資源（組織の規模、資金、権限等）が違っていても意見や考え方が尊重される状態を指します。

2 推進方針

協働のまちづくりを進めるためには、市民と市がそれぞれの役割を自覚し、良きパートナーとして取り組むことが大切です。

(1) 市民の取り組み

個人

地域社会に関心を持ち、自らできることを考え地域活動や市民活動へ自主的に参加することが大切です。

- ・ 広報紙や学習機会を通して情報収集に努めます。
- ・ 地域活動などに自らの持つ知識や能力を活かすよう努めます。

地域団体

地域の課題解決に向け市民同士が協力し、地域が一体となって取り組むことが大切です。

- ・ 住民同士が交流できる機会や地域の課題を話し合う機会を設けるよう努めます。
- ・ 地域のリーダー育成など組織の強化に取り組むよう努めます。

市民活動団体

広く市民に活動が理解されるよう努めるとともに、団体が持つ資源をまちづくりに活かすことが大切です。

- ・ 会報やホームページなどを活用し、活動内容などを発信するよう努めます。
- ・ 専門的知識や情報などを、まちづくりに活かすよう努めます。

事業者

地域社会の一員として、まちづくりに寄与することが大切です。

- ・ 専門的な技術や知識を活用し、社会貢献活動を行うよう努めます。
- ・ 従業員が地域活動などに取り組みやすい環境づくりに努めます。

学校

地域社会の一員として、地域と交流・連携しながら、まちづくりに寄与することが大切です。

- ・ 学校が持つ豊富な資源を活かし、社会貢献活動を行うよう努めます。
- ・ 児童や生徒、学生が地域の一員として地域活動を行いやすい環境づくり

(2) 市の取り組み

協働の効果的な推進を図るために市は、協働しやすい環境の整備や、市民及び市の職員の意識の醸成を図ります。

① 市民への情報の発信により協働意識の醸成を図ります

- ・ 策定した協働指針の市民への周知を図ります。
- ・ 広報紙などにより、協働の実施や支援制度のお知らせなど、情報の発信を図ります。
- ・ 市民にとって協働をイメージしやすい事例の紹介により協働意識の共有を図ります。

② 市民が協働に取り組みやすい環境の整備を図ります

- ・ 花巻市コミュニティ地区条例のもと、市民主体のまちづくりを支援します。
- ・ 市民の自主性・自立性を尊重し、公益的な活動を支援します。

③ 職員の意識改革と人材育成を図ります

- ・ 協働に係る職員向け研修会の開催などにより、職員の意識改革を図ります。
- ・ 職員の研修会への派遣や社会貢献活動等への参加奨励により、人材の育成を図ります。

— 協働についてのお問い合わせ、ご相談は下記まで —

花巻市地域振興部地域づくり課

TEL 0198-24-2111 FAX 0198-22-6995

E-mail kyodo-danjo@city.hanamaki.iwate.jp